



2007年3月16日

各 位

会 社 名 大日本住友製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮武 健次郎
コード番号 4506 (東証・大証・名証各第1部)
問合せ先 広報部長 橋本 治
(TEL. 06-6203-1407)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が湧永製薬株式会社（以下、「原告」）から提起されていた訴訟に関し、本日、大阪地方裁判所において、下記のとおり判決がありましたので、お知らせします。

記

1. 訴訟の経緯

当社は、1998年6月に原告とニューキノロン化合物の開発・製造・販売に関する独占的ライセンス契約を締結し、抗菌剤としての開発に着手しましたが、2002年5月に開発中止を決定し、その後ライセンス契約を解除しました。

これに対し原告は、2004年7月22日、当社がライセンス契約を不当に解除したとして、大阪地方裁判所に50億円の損害賠償請求訴訟を提起しました。

当社は、開発中止は化合物を適正に評価したうえで決定したものであり、ライセンス契約の解除は契約の規定に基づく正当な権利行使であると主張しておりました。

2. 判決の内容

原告の請求の一部を認容し、8億9,000万円の支払いを当社に命ずるものであります。

3. 今後の見通し

当社は、本判決に対して控訴する予定です。

以 上